第5章 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解

5-1 方法書の公告及び縦覧等

5-1-1 公告

(1) 公告日

平成30年2月2日(金)

(2) 公告方法

京都府公報 第2951号(平成30年2月2日)公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報(広報ほっと京たなべ)及び枚方市広報(広報ひらかた)への掲載を行い周知した。

5-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 5-1.1に示すとおりである。

表 5-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西 入薮ノ内町		
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森7の6		午前9時から正
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田 1		午まで及び午後 1時から午後5
京田辺市経済環境部ごみ広 域処理推進課	京田辺市田辺80		時まで
京田辺市環境衛生センター 甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58	平成 30 年2月	
枚方京田辺環境施設組合	枚方市大字尊延寺2949(枚方市 東部清掃工場内)	2日(金)から3月1日(木)	午前9時から午 後5時15分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町2丁目1の20 (枚方市役所別館6階)	まで	
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町2の17(枚方市 役所分室)		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町2丁目 25 の 1		午前9時から午 後5時30分まで
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘3丁目13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木2丁目 29 の 3		

5-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月2日(金)から3月15日(木)まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課指導担当」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通であった。

5-2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

方法書の公告、縦覧に伴い提出された方法書についての住民等の意見は1通であり、以下にその 概要とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 事業計画の概要

No.) 事業計画の概要 住民等の意見	事業者の見解
No.	平成 30 年 3 月 12 日枚方京田辺環境施設組合	サ来有の兄牌 枚方京田辺環境施設組合では、可燃ごみ広域処
1	平成30年3月12日秋万泉田辺環境爬設組合 は京田辺市役所3階305号室で第1回可燃ごみ	
	広域処理施設整備・運営事業者選定委員会を開	
	広域処理施設整備・運営事業有選定委員会を開 きました。京田辺市民には何にも説明もありま	高いっちゅうにも、「秋万泉田辺塚児旭畝組 合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委
	せんでした。私は洛南タイムス社で記事をみつ	員会」を設置しております。平成30年3月12日に廃職されたのは、同季員会の1回日の季員会で
	けて出席し、事業の選定委員会を傍聴しました。総ての議事が終った時に委員長に選定され	に傍聴されたのは、同委員会の1回目の委員会で した。
	た。総ての議事が終った時に安貞安に選定され た方が、「今日の状況からみていつかどこかで	した。 また、ご意見にありました地すべり地形等につ
	たカが、「今日の仏代からみていうかとこかで 災害のことをきちんと書いておかねばなりま	に
	火音のことをきらんと音いくねがねはなりま せんね といわれたことがやっぱりという思い	解のとおり対象事業実施区域には分布していませ
	でした。この地アチラ谷(甘南備台)、ボケ谷	ー が、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐
	へことに。この地ケケケ石(日南偏日)、ホケ石 のことは京都府民としては、よく知っている地	えうる安全な施設の整備に努めてまいります。
	すべり地で又とう曲 (活断層) も多いところで	一
	すべり地で又とり曲(荷剛層)も多いところで す。京田辺市住民には、ほとんど説明もなく知	「特報提供をいたします。 「特報提供をいたします。
	り。泉田辺川住民には、ほこんと説明もなく知 らせることもなく大きな事業がどんどん進ん	IH tkJに広でいたしより。
	らせることもなく入さな事業がとんとん進ん	
2	大くことが心能とす。 枚方市が東部清掃工場を稼働させてから平	枚方市東部清掃工場に係る環境影響評価の事後
	成 11 年 11 月 11 日文書にもあるが(京都側に	フロ東部有冊工場に保る環境影響計画の事後 調査については、枚方市が大阪府環境影響評価条
	放 11 午 11 万 11 口 文音にもめるが (京都側に も配慮する。) 何ら事後調査もせず東部清掃工	例に基づき、事後調査(平成 16 年~平成 26 年)
	場のまわり 200m 程度の事後調査のみでそれを	を行い、その結果を大阪府に提出されています。
	京田辺市環境課へ提出しているのは不誠実と	今後、環境影響評価を進めるに当たっては、そ
	しかいいようがない。Aの花がかれたから移植	の結果も活用いたします。
	したという文言もみた。約5000ページほどの	マノバロノ O1口/ロマーハロ ひ み り o
	情報公開してもらっています。	
3	「総務大臣からの許可を受けた」となぜかお	京田辺市及び枚方市においてパブリックコメン
	っしゃるがその文章も情報公開をやっとの思	トの実施等により市民合意の下で策定された「ご
	いで出して頂いたがほとんど枚方市のいい分	み処理施設整備基本構想」(平成26年12月)を踏
	ばかりである。	まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その
	•	施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなっ
		たところです。
		それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の事
		業実施主体については、地方自治法に基づく一部
		事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5
		月 31 日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田
		辺環境施設組合」が設立されたものです。
		組合設立までの過程では、両市の広報等により
		状況をお知らせするとともに、パブリックコメン
		トの実施など市民の皆様の意見も踏まえながら事
		業を進めてきましたが、今後も、組合として引き
		続き広報やホームページなどによる積極的な情報
		公開と説明に努めます。
4	市道整備区についてもこれは京田辺市にあ	市道整備工区と処理施設工区の範囲について
	るのだから京田辺市が勝手にすると説明され	は、準備書 p1-5 の図 1-3.3 に、市道の線形は準備
	ているが、このことについても、どこまでが市	書 p1-6 の図 1-3.4 にお示ししています。
	道でどこが府道で、どこが国道かは普通の人間	
	ではわからない。	
	説明会では「ボケ谷」としか説明されていな	
	い。甘南備台も入る。その地域を正しく説明し	
	なければならないと思う。	

No.	住民等の意見	事業者の見解
5	図1-3.4の赤い線内が環境アセスメントの対象では環境アセスメントの意味がない。 恒風あり、全部京田辺市が環境影響を受ける。同志社大学あたりが、バックグラウンド濃度が高くなるという文章を出している。	図 1-3.4 の赤い線は、本事業を行う範囲を示したもので、環境影響評価を実施すべきとして設定した調査地域は準備書 p2-1 から p2-3 にお示ししています。 また、京田辺地域気象観測所の風配図は準備書
		p2-4の図 2-2.1 にお示すとおり、全方向に風は吹いていますが、風向・風速の現況調査を踏まえ、本事業実施に伴う大気質への影響について予測及び評価を行い、その結果を準備書 p7-34 から p7-99 にお示ししました。
6	図1-3.5の図によると枚方東部清掃工場と同じ位置に立つことにより100mの煙突が並ぶ。 その図も影像をかえて住民に示すのはおかしい。	図 1-3.5 は、近隣も含めた処理施設の既存施設と計画施設の状況を示した図です。また、既存施設の煙突などと併せたフォトモンタージュによる景観予測は、準備書 p7-339 から p7-343 にお示ししました。
7	1-10 施設位置の検討経緯 下から3行目住民合意と文言があるが住民 はほとんど知らない。地域にプラゴミの集め方 など市役所から説明にこられたが、この話は何 らしなくて、質問した時は「その話は、今、し ないで下さい。」といわれた。近年はずっと、 ごみ減量化の話しで住民は必死に活動していた。	ごみ処理施設整備基本構想は、京都府京田辺市 及び大阪府枚方市でそれぞれ策定されてきたもの であり、その過程で、基本構想案を公表し、パブ リックコメントを行い、住民意見を考慮して策定 されております。 また、ごみ減量化施策については、構成市のご み処理基本計画に示されております。
8	東部清掃工場+穂谷川清掃工場+甘南備園 +全枚方市の分を燃やして京田辺市側へ煙突 排気ガスを出しては、いくら厳しい値を設定し てもらっても0には絶対なりません。この部分 を京田辺市市民に十分説明する必要がありま す。	一例としてダイオキシン類でみると既存施設の 甘南備園焼却施設の法令基準5ng-TEQ/m³Nに対し、 本事業では自主基準値0.05ng-TEQ/m³Nを設定して おります。また、本施設の供用開始に伴い、現在 の甘南備園焼却施設は稼働を停止することにして おります。 こうしたことから、全体として現在よりも環境 への負荷が小さくなるものと考えております。
9	簡単に下水道放流といわれますが下水道を管理するのは京田辺市の下水道です。 平成 30 年度の下水道使用料や管理がどうなっているのか、まだ農業が主体となっている京田辺市民としては、その点も費用や安全をきちんと市民に示して下さい。	本事業のプラント排水については、排水処理後、 循環利用を行い余剰なものについてのみ下水道の 排除基準を満たした上で下水道へ放流する計画と しております。 なお、下水道使用料や管理のご意見につきましては、関係機関へお伝えいたします。
10	この施設の近くにはまだ住民が多く住まわれている様子がありませんが、数々の小規模施設が建ちならびまさに、てしまの様になります。私たち京田辺市民はあまり行かないかもしれませんが、大型ダンプが走りまわり普通の車が走れない時もあります。(事故も京都府で一番多い。)	施設利用車両や工事用車両の走行に際しては、 安全運転を徹底いたします。また、走行時間帯を 検討し、渋滞への影響を軽減できるよう車両の分 散に努めてまいります。
11	騒音、振動も含めて大変こわいと思っています。 す。	工事中の建設機械及び工事用車両並びに供用後の施設稼働及び施設利用車両については、低騒音・低振動機器の導入や車両の分散等に努めてまいります。 なお、対象事業実施区域周辺及び主要走行ルートにおいて、現況調査、予測及び評価を行った結果は準備書p7-100からp7-195にお示ししました。
12	関係車両の主要走行ルートとして、国道 307 号を 700m 京田辺市域を走ると説明されていますが、京田辺市道を整備する計画とありますが、市道の整備は全部京田辺市道や。誰が支払う税金でまかなうのですか。もう少し京田辺市のことを考えて欲しい。	本事業と同時期に整備される道路は、公共の用に供される道路であり、京田辺市が市道として整備するものです。

No.	住民等の意見	事業者の見解
13	1-12	本事業の実施に伴う動物、植物、生態系への影
	動物、植物、生態系への地域景観と調和する	響を把握するため、現況調査、予測、評価及び環
	よう配慮するとあるが、絶対に自然環境、動物、	境の保全及び創造のための措置の検討を行い、事
	植物をつぶしてよい環境が生まれるわけがあ	業影響をできる限り低減する旨を準備書 p7-229
	りません。一度つぶした自然は2度ともどりま	から p7-327 にお示ししました。
	せん。口にチャックして枚方市側の言い分だけ	
	をきくのはやっぱり悲しいです。	
14	焼却に伴う熱を利用して発電を行い、施設内	枚方市東部清掃工場では、平成 27 年度は
	で消費する電力を賄うとともに余剰電力を売	29, 862MWh 発電し、そのうち、14, 954MWh を売電さ
	却するとありますがプロにたずねたところ売	れております。
	電までいかないといわれた。	
	東部清掃工場の売電はいくらぐらいですか。	

(2) 地域の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
15	2-1 煙突排出ガスによる大気質の影響が想定する範囲を示していますが、ここに記されていることは本当ですか。京田辺市では、同志社大学のあたりが一番バックグラウンド濃度が高いという文章が情報公開されています。(全京田辺に影響あり)	煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される 範囲については、計画段階環境配慮書で既存文献 から予測した結果です。現況調査、予測及び評価 を行った結果については、準備書 p7-1 から p7-99 にお示ししました。
16	図 2-2.3 大気環境測定位置図について この位置点について、緑、ピンク、オレンジ の点の一般的な意味がよくわからない。バラン ス良くされている様にしか思えない。 しっかり説明してほしい。(住民と市と業者 といっていながら住民には説明がない。)	図 2-2.3 の緑の点は、大気汚染防止法に基づき京都府又は枚方市がその地域の一般的な大気環境を常時、測定するために設置している「一般環境大気測定局」です。 ピンクの点は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、枚方市がその地域の一般的なダイオキシン類の大気濃度を測定するための地点です。オレンジの点は、第二京阪道路による道路沿道地域の環境を監視するために枚方市が設置している「第二京阪道路監視局」です。
17	2-11 微小粒子状物質 王仁公園、田辺、長尾、津田の位置を示した 根拠を教えてほしい。(住民主体はどうなった のですか)	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が設置している浮遊粒子状物質測定局は、田辺、王仁公園、長尾及び津田であったことから表2-2.10にお示ししたものです。 なお、微小粒子状物質測定局は、田辺及び王仁公園の2局です。
18	図 2-2.4 自動車騒音測定は何を説明するものですか。 きちんと説明してほしい。騒音については、 ずいぶんこまったことがあります。常時監視地 点があるのはわかりますが、この青いポイント の意味がわからない。	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が行っている自動車騒音の測定位置をお示ししたものです。地点番号と測定場所は準備書 p2-16 の表 2-2.13 及び p2-19 の図 2-2.4 に示します。
19	2-17 この緑の点についても、ごみ焼却場との関係 がどうあるのですか。	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行 政が行っている道路交通振動の測定位置をお示し したものです。これらの情報は、ごみ焼却場の周 辺における地域特性を把握するために整理したも のです。

NT.	及	古光本の日知
No. 20	住民等の意見 2-19 河川	事業者の見解 本事業のプラント排水については、排水処理
20	河川については、当然、高いところから低いところに流れるのはあたりまえで、この位置にごみ焼却場をつくれば水はすべて下流に流れる。あまりにもひどい話しだと思う。	後、循環利用を行い余剰なものについてのみ下水 道の排除基準を満たした上で下水道へ放流する 計画としております。 また、雨水については、プラント排水等、可燃 ごみを処理する過程で発生する排水とは分離し、 河川へ放流します。 このことから、処理水が河川に流出することは ございません。
21	2-33 地盤の状況 京田辺市では地盤沈下の測定はない、とある が京田辺市では地すべり地が多くある。これは きちんと災害地名という本にものっている。報 道もされている。	京田辺市では、地盤沈下の測定地点がないという事実を記載したものです。 また、地すべり地形については No.1 の事業者の見解のとおり対象事業実施区域には分布しておりません。
22	2-34 地質について 京都府の地震被害想定調査では、京田辺市と くに大きな揺れを生じさせる地震として「生駒 断層」「木津川断層」を挙げている。市内大半 が震度6、大住・薪の東部は震度7、市内西南 部の府境丘陵地はほぼ震度6弱(事業者選定委 員会の委員長になった方はこの点は認識され ている。) 対象事業実施区域の地質は礫が大半、その通 りです。	「生駒断層」や「木津川断層」の活動による震度予想については、京田辺市地域防災計画や枚方市地域防災計画等で承知しております。本事業で建設する建築物については、大阪府枚方市及び京都府京田辺市が策定した可燃ごみの域処理施設整備基本計画において「官庁施設の総合耐震計画基準において『大地震後、構造体のる合耐震計画基準において『大地震後、構造体のる社をを目標とし、人命の安全確保に加えて機能であるとを目標とし、人命の安全確保に加えて機能であるとを目標とし、人命の安全では加えて機能であるものとする。』とされている耐震安全性の分類が II 類とする建築物を適用して設ります。なお、東日本大震災や熊本地震において、ごみ焼却施設においても被害を受けておりますが、建物が倒壊するような被害はないと聞いております。
23	2-38 京田辺市ではこの地に示されるように重要な動植物がいっぱいあります。このページではきちんと示されているなら、私達は絶対にまもりたいものです。 東部清掃工場をつくる時には私たちのところにはないといってうめたて地にされていたのはよく覚えています、10年前と現在では同じです。 何故この計画が市民に知られない内につくられたのか、こまります。	本事業の実施に伴う動物、植物、生態系への影響を把握するため、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、事業影響をできる限り低減する旨を準備書にお示しました。なお、東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地については、安全対策工事が完了し、現在、枚方市東部公園として市民に開放されております。また、本事業計画については、その経過を第1章でも記載しておりますが、p4-13 No. 41 の事業者の見解のとおり、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントを行い、住民意見も踏まえながら事業を進めてきました。今後も引き続き、組合ホームページなどによる情報提供をさせていただきます。
24	2-71 景観及び人自然との触れあいの活動状況 京田辺市は甘南備山を中心として、お正月の山のぼりをはじめ自然の散歩道として自然のふれあいを近隣の人々としても楽しんでいます。枚方のように70年早くひらかれた町ではなく、やっと20年の市政のまちです。お茶、山いも、なすなど自然豊かなまちです。大切に守りたいものです。	人と自然との触れ合いの活動の場を評価項目として選定し、現況調査、予測及び評価を行った結果を準備書 p7-345 から p7-365 にお示ししました。
25	2-81 2) 将来の土地利用計画 これを読む限りまったく枚方市のいいぶん のみです。他人のことを考えない自分たちのま ちは高い位置にあり利点のみ強調されている。	将来の土地利用計画については、京田辺市都市 計画マスタープラン及び枚方市都市計画マスタ ープランに記載されている調査地域周辺に関連 する内容をお示ししたものです。

No.	住民等の意見	事業者の見解
26	2-91 この施設をつくることによって京田辺市の全学校、全保育施設、全幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、児童発達支援センター、有料老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護名人ホーム、児童ターに配慮を要するとありますが、どう配慮するとと報道しない限り誰も声がよいのか。きちんと報道しない限り誰も声がよいません、あげられません。京田辺市の設とに声をあげるのですか。特に配慮が必要とするものとして、京田辺市に志社大学キャンパス(一番濃度が高い)、小学校、京都府立こども発達支援センターがられるか、保育園、薪が行られるか。とは市役所の方々はどう考えていることは市役所の方々はどう考えていることは市役所の方々はどう考えていることは市役所の方々はどう考えている。新える方々がわからない。教育委員会にも話しをしましたが。	本事業を実施するに当たり、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、その結果を準備書にお示ししました。各種の環境保全措置を行うことにより、配慮を必要とする施設への影響をできる限り低減するよう努めてまいります。
27	2-97 電波はどうされるのですか。	地上デジタル放送の電波は、大阪局(生駒山) 及び京都局(比叡山)からの電波到来があります が、近傍に住居等の保全対象がないため、環境影 響評価項目に電波障害は選定しておりません。
28	2-107 この図によって×と○にかかわるときちん と説明する必要がある。文化財がいっぱいあ る。それも住民に知らせること。	p2-107 の表 2-2.76 については、対象事業実施 区域及び調査地域内における法令等に基づく地 域・区域等の指定の有無を示し、p2-108 以降でそ の内容を説明しております。 なお、本事業を実施するに当たり、必要な措置 を講ずる必要があるものについては、適切に対応 いたします。
29	2-111 やっぱり枚方市はこの位置に廃棄物を地下 においていた。本当に今安全なのか。すごくこ わい。	東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地 については、準備書 p4-11 No. 38 の事業者の見解 のとおりです。
30	2-112 鳥獣保護はつくれないのではないか。	対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域 (銃)に該当し、鳥獣保護区には指定されており ません。 なお、鳥獣保護区であっても建築物の制限を受 けません。
31	2-127 生活環境保全に関して大阪府域ではあるが、 ここは大阪府域ではない。やっぱり枚方市のこ としか考えていない。	p2-125 以降の公害の防止に係る規制の状況には、調査地域に適用される規制を掲載しております。 調査地域は、京都府域と大阪府域に跨るため、京都府域に係る規制基準と、大阪府域に係る規制基準を掲載しております。
32	2-159 ダイオキシン類による水質の汚濁 まず東部清掃工場の結果、京田辺市側がどう なったかをきちんと示し、そしてその後の検査 をするのが大切ではありませんか。	枚方市東部清掃工場では、プラント排水は、全て排水処理した後、一部再利用して残りを枚方市公共下水道へ放流しており、ダイオキシン類の公共下水道中の濃度は、平成29年上半期では0.00052pg-TEQ/L(排除基準:10pg-TEQ/L)でした。
33	2-174 この焼却場は公営だといいながら時によって京都府の環境基本計画を出したり、時によっては大阪府の環境基本計画を出したりあまりにも勝手すぎる。	調査地域は、京都府域と大阪府域に跨っており、京都府と大阪府の環境保全に関する計画等との整合を図る必要があることから、両府の基本計画等を掲載しております。

No.	住民等の意見	事業者の見解
34	2-178	準備書 p4-12 No. 40 の事業者の見解のとおり、
	地球温暖化の意見書は京田辺市では日程が	一般廃棄物の焼却処分を広域で行う場合は、温室
	変更された。市民、事業者、行政が一体となっ	効果ガスの排出量を市町村の処理量ごとで推計す
	て地球温暖化対策をより一層推進するために	ることになります。
	と表現しているが京都と大阪で考えねばなら	
	ないのに京都府京田辺市で大阪のごみを燃や	
	す計画を出されるのがおかしいです。	
35	2-182~183	京都府循環型社会形成計画と大阪府循環型社会
	京都府の考え方やり方、大阪府の考え方やり	推進計画は、いずれも環境への負荷をできる限り
	方がまったくことなるのに大阪府のごみを受	低減し、循環型社会を実現していくための方策で
	けることが納得できない。	あることに異なる点はないと認識しております。
36	2-188	調査地域に関係している景観計画を参考として
	豊かな自然や歴史をまもるのは京都府も大	掲載しております。
	阪府も同じです。このページでも枚方市の勝手	
	です。	
37	2-191、192	対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の
	このページにあるように京田辺市にはどれ	保全が必要となるものは存在しないため、環境影
	だけ多くの国宝はじめ史跡文化財環境保全地	響評価項目として選定していません。
	区等々いっぱいあります。どう守っていくか。	なお、一般に文化財や埋蔵文化財は、文化財保
	全市民で考えねばならないのにこのことを知	護法等関係法令に基づいて適切に記録・保存され
	る人も少なく情報を公開されないのが悲しい	るものと考えております。
	です。	
	2-194、195	
	京田辺市教育委員会が口をとざさないでほ	
	しい。	

(3) 計画段階環境配慮書の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
38	3-2 煙突の高さ 100m と 50m の比較については、 11 年前枚方市が説明された 100m にしたらより 遠くへ濃度をとばす。 枚方市へは迷惑をかけないと説明されたことを思い出す。 本当の説明を住民にすべき。そして煙突が 2 本並ぶ複合汚染を示して下さい。	大気質の現況調査は、甘南備園焼却施設及び枚方市東部清掃工場が稼働している中で、調査を行いました。調査の結果に本事業による影響を加えて予測及び評価を実施し、これらを準備書 p7-1から p7-99 にお示ししました。

(4) 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

No.	住民等の意見	事業者の見解
39	4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者	配慮書についての知事意見に対する見解を示し
	の見解	た事業者とは「枚方京田辺環境施設組合」です。
	事業者は誰ですか。もう決定されているので	一方、平成 30 年 3 月 12 日に傍聴されたのは「第
	すか。	1回枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施
	平成 29 年 8 月 17 日に事業者に送付されたと	設整備・運営事業者選定委員会」であり、第2回
	ありますが、平成30年3月12日に事業者に説	以降の委員会は、事業者選定に関する審議を進め
	明されたのを市民が傍聴しましたがどの事業	るため、「事業者等の正当な利益を害する恐れ」や
	者がこの見解を示したのか住民にはわかりま	「意思形成を適正又は公正に行うことに支障が生
	せん。このあと会議では非公開とおっしゃいま	じる恐れ」があることから、委員会設置条例第6
	したが総て住民はかやの外で事業が進められ	条第5項に基づき、委員会を非公開としたもので
	るのはおかしい。	す。ただし、委員会の概要については、組合ホー
	民主主義の国ですか。住民ははじかれた。	ムページなどによる情報提供をさせていただきま
		す。

(5) その他(他の機関に対する意見等)

No.	住民等の意見	事業者の見解
40	2-83 京田辺市では京都府の水道事業により府営 水を購入しているが本来ならば地下水だけで まかなえるということを 36 年前転入していた ことを教えてもらい木津川源流まで見に行っ	いただいたご意見につきましては、関係機関へ お伝えします。
	た。この頁でもきちんと書かれている。しかし それを知る人は少ない。もっと京田辺の人々が 真実を知らねばならない。京都府として考えて ほしい(京都府営水もしっかりかっていま す。)。	
41	2-103 都市計画については枚方市ではきちんとできているそうですが、京田辺市では、ボケ谷とアチラ谷のみがまだできていず、申し出書を出して3月17日にするといってられますが、それに対してどう判断されるかわからない。こわい。	いただいたご意見につきましては、関係機関へ お伝えします。

5-3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第13条の規定により、方法書についての知事意見が平成30年7月4日に事業者に送付された。以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
本事業では、可燃ごみ広域処理施設の配置や構	可燃ごみ広域処理施設の配置や事業計画の一部
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
造、設備の仕様、工事計画、運営計画などの事業	は、今後選定される民間事業者の決定によって環
特性の詳細は今後選定される民間事業者により決	境影響が変化することから、環境影響が変化する
定されることになるため、その決定によって環境	ことが考えられる事業特性の詳細を予め考慮した
影響が変化することが考えられる事業特性の詳細	うえで、過小評価とならないよう、最も環境影響
をあらかじめ定めた上で環境影響評価を実施する	が大きくなると想定される条件の下で、環境影響
こと。	評価を実施しております。
環境影響評価の実施までに定まらない事業特性	
の詳細については、各環境影響要因及び環境要素	
の区分ごと、最も環境影響が大きくなると想定さ	
れる条件の下で、環境影響評価を実施すること。	
今後、詳細な事業計画の策定や現地調査の結果	詳細な事業計画の策定や現地調査の結果、方法
等により、新たな環境影響要因が明らかになった	書段階からの新たな環境影響要因はみられないた
場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法	め、選定した項目及び手法の見直しなどは行って
を見直した上で、適切に環境影響評価を実施する	おりません。
こと。	
事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を	事業計画の策定にあたっては、環境への負荷を
可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮	可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮
した計画となるよう十分検討し、その内容を準備	した計画となるものとし、その結果を準備書の事
書に記載すること。	業計画の環境配慮の方針、環境の保全及び創造の
	ための措置としてとりまとめを行いました。
環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ	環境影響評価の実施に当たっては、京都府環境
丁寧な情報公開を行う等、地域住民の十分な理解	影響評価条例にしたがって、準備書の公告・縦覧、
を得られるよう努めること。	住民説明会を開催するなど、地域住民の十分な理
	解を得られるよう努めてまいります。
	7., -,, - , 7 7, 7 0. 7 0

(2) 個別事項

1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
水銀を含め大気汚染に係る項目については、適	大気汚染に係る項目については、関係法令によ
切な排出ガス処理施設などの保全措置を検討し、	る排出基準や枚方市東部清掃工場の基準値と同等
できる限りの排出削減に努めること。	若しくは厳しい値を自主基準値として定め、排出
	削減に努めた計画としました。
現況調査は、地域の風向や風速などの気象条件	大気質及び気象調査は、地域の風向や風速や地
を踏まえて、適切に実施すること。	形を考慮した気象条件が把握できるよう、調査地
	点及び調査時期を設定しました。
枚方市東部清掃工場の影響を加味して予測を行	枚方市東部清掃工場及び京田辺市甘南備園の影
うに当たって、影響が最も大きくなる状況を適切	響を加味して予測を行うことができるよう、大気
に説明できる手法を検討し、準備書に適切に示す	質調査に関しては、これらの施設が通常運転して
こと。	いる状況で測定を行い、大気質の予測ではこれを
	バックグラウンド濃度として設定しました。
評価に当たっては、環境基準との比較にとどま	大気質の予測では、現況からの濃度変化を把握
らず、現況からの変化についても検討すること。	できるよう、バックグラウンド濃度に対する新施
	設による寄与濃度についても予測を行い、準備書
	p7-69 から p7-82 にお示ししました。

2) 騒音·振動

知事の意見

国道 307 号において、工事車両や供用時の施設 利用車両の走行による騒音レベルの悪化を低減す るため、走行時間やルートの分散化などの対策を 関係市とともに検討すること。

事業者の見解

国道 307 号等の沿道民家への工事車両や供用時 の施設利用車両の走行による騒音影響を低減する ため、環境配慮事項等を検討しました。なお、長 尾杉線の整備により、関連車両のルートの分散化 が図れるものと考えます。

3) 水質

知事の意見

排出ガス処理の方法を明らかにするとともに、 有害物質を含む排水が発生する場合には、場外へ の飛散・流出などの環境影響を回避するための十 分な対策を検討し、準備書に記載すること。

事業者の見解

排ガス処理方法は決まっておりませんが、有害物質を含む排水が発生する場合には、建物内に設置する排水処理設備で適切に処理を行い循環利用を図るとともに、余剰な処理水は下水道放流することで、場外への飛散・流出を防止します。

4)動物、植物及び生態系

知事の意見

動物(猛禽類を除く)及び植物の調査については、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定するとともに、必要に応じて、調査範囲の拡大及び追加調査を実施すること。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルートを把握するとともに、そのルートを分断するなどの影響が想定される場合は、必要な保全措置を実施すること。

事業実施区域及びその周辺において、重要種の 生息(営巣)・生育が確認された場合には、必要な 対策について十分に検討し、その内容を準備書に 記載すること。

近隣でオオタカの生息情報があることから、必要に応じて猛禽類調査を周年で実施すること。また、オオタカを含む猛禽類の繁殖行動を確認した場合は、必要に応じて追加調査を実施し、繁殖活動への影響を回避・低減するための保全措置を検討し、準備書に記載すること。

事業により影響を受ける自然環境については、 現地調査の結果を踏まえ、事業地内の緑化の推進 をはじめ、実行可能な最大限の保全措置を検討し、 総合的に評価を行うこと。

事業者の見解

動植物調査においては、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定しました。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルートを把握しております。事業実施区域及びその周辺における重要種の生息・生育状況については、準備書に記載のとおりです。

現地調査の結果、事業実施区域及びその周辺における重要種の生息(営巣)・生育が確認されました。その結果については、準備書に記載のとおりです。事業影響が及ぶ可能性がある種については、環境の保全及び創造のための措置を検討し、この内容を準備書に記載しました。

オオタカを含む猛禽類に関しては2繁殖期を含む周年調査を行いました。その結果、オオタカの繁殖行動が確認され、追加調査・環境の保全及び創造のための措置の検討が必要となったため、オオタカ保全専門家会議を設置し、専門家による助言を踏まえて環境の保全及び創造のための措置を検討し、その内容を準備書に記載しました。

自然環境への影響を回避・低減するため、既存 緑地の確保や事業地内の緑化を行うほか、実行可 能な最大限の環境の保全及び創造のための措置を 検討するとともに、措置を確認するための事後調 査について、準備書に記載しました。

5) 景観

知事の意見	事業者の見解
当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り	当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り
地域景観と調和したものとし、景観予測に当たっ	地域景観と調和したものといたします。景観予測
ては、必要に応じて複数案を検討する等、住民に	に当たっては、フォトモンタージュを作成し住民
分かりやすく示すこと。	に分かりやすく整理し、準備書に記載しました。

6) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
枚方市立穂谷川清掃工場における処理が本事業	穂谷川清掃工場における処理が本事業の可燃ご
の可燃ごみ広域処理施設で行われるようになるこ	み広域処理施設で行われるようになることに伴
とに伴い、施設利用車両の走行距離が延びること	い、枚方市内の施設利用車両の走行距離が延びる
で温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、	ことで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるた
関連する温室効果ガス削減計画を踏まえて、排出	め、この影響について予測評価を行いました。一
量の低減を関係市とともに検討すること。	方で、施設の更新により施設の稼働による温室効
	果ガス削減排出量の低減が見込まれるため、これ
	についても準備書に記載しました。